⑹　技術提案のプレゼンテーションを実施する。詳細は入札説明書による。
⑺　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。なお、詳細は入札説明書による。
⑻　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　不落後特命契約の有無　無
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⒀　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記５⑴に同じ。
⒁　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記５⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒂　技術提案資料に関する問合せを受け付ける。
⒃　競争参加資格確認資料及び技術提案資料は、提出者に無断で使用しない。
⒄　技術提案資料内容の採否については、競争参加資格確認結果通知書をもって通知する。
⒅　技術提案及び技術提案に基づく詳細設計の成果に関するすべての責任は技術提案の提出者にある。
⒆　技術提案が適正と認められた場合には、提案した工事目的物、施工方法等により詳細設計及び施工すること。
⒇　契約変更の取り扱い
①　技術提案に基づく詳細設計が完了した場合は、速やかに入札金額を上限額として当初契約を変更するものとする。この場合、受注者の責によらない理由による工期の変更は協議の対象とする。
②　詳細設計に要する設計費用の契約変更はしない。
③　不可抗力（地震、風水害等）によって地形が変形し、施工数量に変更がある場合は、契約変更の対象とする。
④　社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策が生じる場合には、契約変更の対象とする。
⑤　設計業務履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、契約変更の対象とする。
⑥　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合は、契約変更の対象とする。
⑦　設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じた場合は、契約変更の対象とする。
⑧　契約締結後、発注者が基本性能の変更又は機能を付加する新工種を指示した場合は、契約変更の対象とする。
⑨　床版打替、中央分離帯拡幅の詳細設計により、既設橋梁の補強が必要となった場合、補強工を契約変更の対象とする。
⑩　床版及び壁高欄の塩害対策が必要となった場合、その対策を契約変更の対象とする。
⑪　契約締結後、監督員が壁高欄への光通信ケーブル等管路の埋設及び道路照明の低位置化を指示した場合、契約変更の対象とする。

7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hidemasa Noguchi, Director General of Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Replacing of Concrete Slab of Fuchu viaduct on Chuo Expressway
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 16 May 2019
⑸　Due date for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 16 May 2019
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Accounting and Contract Team, Corporate Department, Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 231, Utsuki-Machi, Hachioji, Tokyo, 192―8648 Tel. ＋81―42―691―1171

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成31年２月４日
東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　髙橋　知道
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　関越自動車道　東川橋耐震補強設計
⑶　業務箇所
（自）群馬県渋川市中村（103.5ＫＰ）
（至）群馬県利根川郡昭和村大字森下（120.7ＫＰ）
⑷　業務内容　本業務は、関越自動車道の東川橋他９橋の耐震補強設計を行うものである。
⑸　履行期間　契約保証取得の日の翌日から600日間
2　参加資格
⑴　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　東日本高速道路株式会社の平成29・30年度調査等競争参加有資格者のうち、「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　参加表明書の提出期間の最終日から落札者決定の日までの期間に「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次に掲げる同種業務または類似業務の実績を有すること。
①　同種業務：高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の耐震補強設計
②　類似業務：道路における橋梁の耐震補強設計
⑹　次に掲げる資格を満たす管理技術者及び照査技術者を、本件業務に配置できること。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）については、あらかじめ下記に示す資格相当の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
①　技術士【総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）】を有し技術士法による登録を行っている者。
②　技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】を有し技術士法による登録を行っている者。
③　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度規定による登録を行っている者。
④　土木学会認定技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または１級土木技術者（いずれも鋼・コンクリート分野または橋梁分野）】の資格を有し、土木学会認定技術者資格制度による登録を行っている者。
⑺　平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次に掲げる同種業務または類似業務の実績を有する管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
①　同種業務：高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の耐震補強設計
②　類似業務：道路における橋梁の耐震補強設計